

太田川河川整備懇談会 開催趣旨

平成9年の河川法改正に伴い、河川管理者は、長期的な河川整備の基本となるべき方針を示す「河川整備基本方針」を定めることとなり、太田川水系においては平成19年3月30日に「太田川水系河川整備基本方針」を策定しました。

これを踏まえ、基本方針に沿って太田川河川事務所が管理する区間の今後概ね30年間の具体的な河川整備の目標や内容を示す「太田川水系河川整備計画」を平成23年5月16日に策定し、今日まで治水・利水・環境に関する河川整備と維持管理を実施しています。

この様な中、河川整備計画策定後の流域の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や今後の見通し等を適切に反映できるよう、その内容についての点検の実施、及び必要に応じて実施する整備計画の変更に対し、ご意見をいただく場として「太田川河川整備懇談会」を開催するものです。

また、整備計画に基づいて実施される事業のうち事業評価の対象となる事業について当懇談会で審議を行い、中国地方整備局事業評価監視委員会に報告するものとします。

太田川河川整備懇談会 規約

平成 19 年 7 月 23 日
(一部改正 平成 27 年 8 月 17 日)

国土交通省 中国地方整備局

太田川河川整備懇談会 規約

(名称)

第1条 本会は、「太田川河川整備懇談会」（以下「懇談会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本懇談会は、国土交通省中国地方整備局長（以下「局長」という。）が「太田川水系河川整備計画」の点検及び変更を行うにあたり、河川法第16条の2 第3項に基づき河川に関し学識経験を有する者の意見を聴く場として設置するものである。

(組織等)

第3条 懇談会の委員は、局長が委嘱する。

2 懇談会は、別表で掲げる委員で構成する。

3 委員の任期は、原則として「太田川水系河川整備計画」の点検及び変更がなされるまでとする。

(座長)

第4条 懇談会には座長を置くこととし、座長は委員間の互選によってこれを定める。

2 座長は懇談会を代表し、懇談会の円滑な運営と進行を総括する。

3 座長は懇談会の秩序維持のために必要な措置を講ずることができる。

4 座長に事故がある時は、懇談会に属する委員のうちから座長が予め指名した委員がその職務を代理する。

(懇談会の召集)

第5条 懇談会は、座長が招集する。

2 懇談会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

3 懇談会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

4 委員の代理出席は認めない。

(公開)

第6条 懇談会の公開については、懇談会で定める。

(事務局)

第7条 懇談会の事務局は、国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所調査設計第一課に置く。

2 事務局は、懇談会運営に係る庶務を処理する。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項については、懇談会で定める。

(附則)

この規約は平成19年 7月23日から施行する。

一部改正 平成27年 8月17日

太田川河川整備懇談会 委員名簿

氏 名	所 属	専門分野
うちやま せいいち 内山 誠一	中国経済連合会 専務理事	経済
おおい けんじ 大井 健次	広島市立大学 名誉教授	景観
かわい こういちろう 河合 幸一郎	広島大学大学院 生物圏科学研究科 教授	動物
かわはら よしひさ 河原 能久	広島大学大学院 工学研究院 教授	河川
せき たろう 関 太郎	広島大学 名誉教授	文化財
ながい あきひろ 永井 明博	岡山大学大学院 環境生命科学研究科 教授	農業水利
なかがし のぶかず 中越 信和	広島大学大学院 国際協力研究科 教授	森林
ひびの まさひこ 日比野 政彦	日本野鳥の会 広島県支部	鳥類
ふくだ ゆみこ 福田 由美子	広島工業大学大学院 工学系研究科 教授	建築・ 都市計画
むらかみ やすよし 村上 恭祥	元広島県水産試験場長	漁業

10名

(敬称略 五十音順)

太田川水系河川整備計画変更のスケジュール

